

平成26年12月9日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
建	設	森	田		博
環	境	橋	村	直	子
部	長	打	上	俊	雄
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
会	計	峰	松	靖	規
課	長	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
課	長	中	村	信	昭
兼	人	橋	口		浩
権	・	中	島	憲	次
同	和	山	浦	康	則
対	策	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
企	画	松	本	理	一郎
財	政	中	島		剛
課	長	澤	野	政	信
兼	選	植	松	治	彦
挙	管				
理	理				
委	員				
会	事				
務	局				
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	事				
兼	長				
選	理				
挙	員				
管	会				
理	事				
委	務				
員	局				
	長				
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
局	長				
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
館	長				
監	查				
委	員				

平成26年12月9日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第53号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 閉会中の継続審査議案

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第46号から議案第51号までの6議案についての審議に入ります。去る9月定例会におきまして、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付

託をされました議案第46号から議案第51号までの平成25年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年11月12日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 橋爪 敏

決算審査特別委員会審査報告書

平成26年9月26日の本会議において付託されました、議案第46号「平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第47号「平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第48号「平成25年度鹿島市谷田工場団地・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第49号「平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第50号「平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第51号「平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、11月10日に現地調査を、11日、12日の両日に審査、計3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、橋爪敏議員。

○決算審査特別委員長（橋爪 敏君）

皆さんおはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月26日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第46号から議案第51号までの6議案について、11月10日、11日、12日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、10日の午後からは議案関係5カ所の現地調査を行いました。1カ所目が鹿島市B&G海洋センタープールろ過機取替工事、2カ所目が浄化センター建設工事委託（汚泥処理棟建設）、3カ所目が強い農業づくり交付金事業（鹿島中央共乾、色彩選別機及び荷受け増強工事）、4カ所目が大規模舗装補修事業（市道横田～井手分線路肩改修工事）、5カ所目が保育所整備事業（旭ヶ岡保育園）の5カ所を調査いたしました。

次に、11月11日、12日の審査経過及び結果について報告をいたします。

市長、副市長、担当職員出席のもと、市長挨拶の後、財政課参事より平成25年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。一般会計では482,022千円の黒字、公

共下水道事業は13,999千円の黒字、谷田工場団地造成・分譲事業は1,844千円の黒字、国民健康保険は27,133千円の赤字、後期高齢者医療特別会計は1,415千円の黒字、合計472,147千円の黒字となっております。

主な財政指標ですが、経営収支比率は92.2%で、前年度比0.9%悪くなっており、歳入については、市税は増加したものの、普通交付税の減、臨時財政対策債の減などにより指標の悪化というふうになっております。

歳出については、定年退職者の増に伴う人件費の増が大きく影響したものの、経常一般財源が減少し、歳入の減が影響し、0.9ポイントの上昇となっております。

実質公債費比率は、平成17年度決算から新設された公債費に関し、一般会計ばかりでなく、特別会計や公営企業、一部事務組合などを含めた総合的な財政指標であって、平成25年度の指標は9.9%、前年度比0.4%の改善となっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての説明がありました。

法律改正前は、赤字団体か否かという区分だけでしたが、この法律の施行に伴いまして、健全段階、財政の早期健全化、財政の再生という3区分が設けられております。

また、健全化判断比率と呼ばれる4つの指標というものがありますが、実質赤字比率は一般会計のみが対象となり、連結実質赤字比率は一般会計に国民健康保険、後期高齢者、上水道、下水道、谷田工場団地造成・分譲事業を加えた範囲となり、実質公債費比率は連結実質赤字比率に加えて一部事務組合等も含んだところが実質赤字の対象となります。将来負担比率は、鹿島市では土地開発公社を含めるところまでが対象となるとの報告がありました。

次に、監査委員より、議案第46号から議案第51号までの6議案について、一括して決算審査の報告がありましたので、その概要を申し上げます。

審査に付された歳入歳出決算書、基金運用状況及び同附属書類はいずれも関係法令に準拠し作成されており、計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されており、各会計とも適正に処理されているとの報告がありました。

平成25年度一般会計の歳入決算額は13,520,050,631円で、前年度比1.2%の増となっている。この主な要因は、地方交付税が2.6%の減、県支出金が7.4%の減、繰入金が25.9%の減となったものの、国庫支出金が22.6%の増、市債が11.7%の増、使用料及び手数料が20.2%の増、株式等譲渡所得割交付金が1,080.5%の増となったこと等によるものであります。

歳出決算額は13,038,028,670円で、前年度比1.1%の増となっており、この主な要因は総務費が1.4%の減、農林水産業費が21.9%の減、公債費が2.6%の減となったものの、民生費が5.9%の増、商工費が6.6%の増、土木費が6.7%の増、教育費が3.8%の増となったことなどによるものであり、翌年度へ繰り越すべき財源185,739千円を差し引くと実質収支額は296,283,451円の黒字決算となっております。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額1,066,164,634円で、使用料235,434

円が不納欠損処分されており、支出済額1,052,165,634円、繰越明許費32,037千円で、不用額4,269,366円となっております。

一般会計からの繰入金は567,055,482円で、前年度に比べ14,417,760円の増となっております。

次に、谷田工場団地造成・分譲特別会計については、収入済額2,081,390円の内訳は、工場団地使用料が606千円、繰越金が1,475,390円で、支出済額237,040円は維持管理費用であり、なお、1.7ヘクタールの未売却用地があります。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は4,017,995,293円で、歳出決算額は4,045,127,896円であり、収支差し引きは27,132,603円の赤字となっております。

この要因は、平成24年度に概算交付された国民健康保険療養給付費負担金について、医療費実績をもとに精算した結果、平成25年度において返還が必要となったことによるものであり、歳入不足額については平成26年度からの繰上充用金で補填をされております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額370,700,962円で、歳出決算額は369,285,695円となっており、収支差し引きで1,415,267円の黒字決算となっております。

以上、監査委員からの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問 公債費比率は、本年度にさらに改善され、実質収支比率についても望ましい範囲に位置しているとあるが、公債費比率は今後どのように推移をしていくのか。

答弁 公債費比率は、昨年策定した中期財政計画見通しの範囲では公債費比率が26年度決算見込みが6.7%、その後、5.5、3.9、4.0、30年度は4.9%という見通しである。また、今後の起債の発行状況にもよるが、30、31年度ぐらいまでには若干上昇傾向になると見込んでいる。

質問 証明書の手数料の無料というのが何件かあっているが、どういうことか。

答弁 戸籍・住民票証明交付の中で無料というのは、各公共団体からの公用請求等がほとんどである。

質問 障害者福祉対策事業の中で、障害者虐待防止センター設置という予算があったと思っているが、どうなったのか。

答弁 25年度で障害者の相談業務を24時間体制で業務委託して実施している。市内の施設に業務を委託し、5時までは市の福祉事務所で電話対応、夜間は24時間体制でその施設で実施している。作業的にはそう多くはない。

質問 インプリンティング牛は、耕作放棄地対策としては非常によかったと思っている。今後の展開はどのようになっていくのか。

答弁 インプリンティング牛は、25年度に2頭の牛を導入。今年度末ないし来年4月ぐらいに肉にしてみても、その評価を今後検討していきたい。まず周年やってみて、どうなる

のかということで今検討している。肉に対する要望が非常にヘルシー志向であり、赤肉なり、豚、鶏などが市場等の評価が非常にいいと聞いている。今後、農協とも検討して取り扱いをやっていききたい。

質問 定住促進住宅の入居率は。

答弁 入居状況は、管理戸数120戸のうち入居戸数が現在96戸、入居率80%である。120戸のうち5戸は政策空き家であり、それを除くと83.5%が入居状況である。

質問 決算の状況は、ここ何年か歳出の予算が伸びている。これに対して自主財源は全体的に減となっているが、財政状況はこれで大丈夫と見ているのか。

答弁 自主財源は、25年、24年の決算対比では減っている。これは繰入金が増えた関係である。財政的に一番懸念されているのは税収の動向である。法人市民税、個人市民税の落ち込みの状況もあるが、あと影響を受けるのが地方交付税の動向が非常に懸念される場所である。そこを十分注視しながら実施計画事業の取捨選択を行いながら、市民生活に影響を及ぼされないように財政運営を図っていききたい。また、必要に応じては基金を有効に活用しながら対応していききたい。

質問 生活保護を受けられている人数の増加があるのか。

答弁 医療扶助が年々ふえている。生活保護受給者自体も年々増加傾向にある。

質問 公共下水道事業特別会計繰出金が増加している。下水道の特別会計への繰り出しは、一定のルールがあると思うが。

答弁 平成25年度は雨水対策である。横田ポンプ場のポンプの自家発電の発電機のふぐあいが発見され、早急に修理したことで、123,000千円ほどふえている。ルールについては財政課との協議で6億円を基準に話をしている。

質問 ファイナンシャルプランナー相談の現状と効果は。

答弁 ファイナンシャルプランナーは25年度の事業で、国民健康保険特別会計の事業であるが、国保税に滞納者も通常の住民税とか固定資産税もかかわっておるところである。昨年の相談人数の実績は、46人が相談を受けられて、大体月1回実施している。実績は、過払い金による税金への充当納付等を含めて、全体で1,700千円ほどが税金に充当がなされている。また、今後の借金問題解消等に対する計画のアドバイスなどを行っている。

質問 市有林の面積と維持管理状況は。

答弁 市有林の面積は33ヘクタールで、毎年計画的に間伐を行っている。昨年は矢筈の市有林で、海の森用に間伐を行って、その後に広葉樹を植えて複層化をしている。

質問 軽自動車の不納欠損額、今年度901千円と、昨年度の939千円の不納欠損額と余り変わらない金額である。収入未済額として4,291千円ほど過年度分があるが、この4,291千円の徴収見込みがあるのか。

答弁 25年度の軽自動車税の不納欠損900千円の内訳は、生活困窮、経営不振、行方不明等の車自体がわからないということが理由である。滞納繰り越しは継続して、催告、あるいは差し押さえ等を含めて徴収につなげていきたい。

質問 民生費の高齢者福祉費で花いっぱい運動委託費として2,000千円、市老人クラブ連合会に委託してやっておられる。この効果として市内街路樹の美化が進んで、来訪者にも好評であるとして書いてあるが、会員の中では重荷になっている方もおられるようで、何らかの見直しが必要ではないのか。

答弁 花いっぱい運動は平成23年度から5年間の期限つきでお願いし、27年度までの計画である。今後、老人クラブの活動が活性化するような内容でお願いできるのか、委託になるのか検討したい。

質問 税目別収入状況の中の市たばこ税の収入が最終的に260,000千円になっているが、どのように使われているのか。

答弁 市たばこ税というのは目的税でなく、一般財源に入っており、市民税、軽自動車税等の税の扱いと同じような形で使っている。

質問 6次産業で取り組んでいる「SOiSOi（そいそい）」は、25年度830本を販売したと報告されましたが、当初の計画から25年度まで総額幾らの事業費を使っているのか、実際に売れた本数は何本か、失敗ではないのか。

答弁 開発から昨年までの経費として、約5,000千円程度かけていると思う。現在まで1,012本販売している。まだ、成功か失敗かを判断するにはちょっと時間的に早過ぎるような気がする。値段がちょっと高過ぎたが、アレルギー等の特別な体質の人たち、あるいは特別な条件の場合にいいという結果が出ているので、少し販路の検討をしている。また、産婦人科のほうで数回にわたって取り扱いはさせていただいている。単価等の見直しもしていきたいと考えている。

質問 ミカンの開花制御研究はどのようになっているのか。

答弁 ミカンの開花制御研究は、昨年度より神戸にある学校法人甲南大学と連携して延命等に関する研究を昨年からは始めている。実際、ミカンの木を切って、ただ水につけるだけだと翌日に花びらが落ちてしまうが、予備試験を行った結果、ある処理をして水につけておけば3日間はおつ結果が出ている。さらにこれを鉢植えにできないかということで、成長点培養メリクロン苗をつくって、これで開花制御できないかと鉢植えすることで、一年中ミカンの木が見られることを踏まえて、この2本立てでやっている。

質問 25年度は中心市街の区域を決定したと思うが、中川エリアにいろいろの施設をつくることになっているが、いつごろ線引きができるのか。

答弁 福祉会館の取り扱い、新世紀センターの位置等がほぼ固まったので、整備計画の改定

を行っているところである。

質問 物品の納入についての仕組み、手続はどうなっているのか。市内の事業者から指名参加願は何社出ているのか。

答弁 物品も建設工事等と同じような取り扱いをやっており、競争入札にかける場合と随意契約の場合がある。競争入札は、備品であれば800千円を超える、消耗品であれば500千円を超える、印刷製本であれば1,300千円を超える金額は競争入札という形をとっている。それで、指名審査委員会にかけ、入札を行って、落札業者と契約する形をとっている。市内の物品納入で出ている業者数は、20社程度が出ている。

質問 職員メンタルヘルス対策事業の取り組みに、臨床心理士による毎月2回のカウンセリングを、平成25年4月から26年3月まで24回行った。臨床心理士による情報提供のため、毎月「カウンセラーだより」の発行、メンタルヘルス研修の期間が上げられ、7月受講者175名、26年が151名となっている。仕事量がふえている中で、過去との動向はどのような状況なのか、病気休暇などがふえているのか、短期の休みなどがあるのか。

答弁 インフルエンザ等を除いた病休の職員は、年間二、三名はあるという状況。その中でメンタル面で休まざるを得ない職員が一、二名いるという状況である。

質問 B & Gプールのろ過器の取りかえで水質がよくなり、職員の手作業が減ったと。水道代が節約できたとの説明だったが、どのような効果があったのか。

答弁 水道代と電気代の節約は、25年度ろ過器を導入して、26年度の電気代と水道代が減になっている。水道代は、洗浄排水時の排水量が少なくなったことで、25年度と比較して5月から8月分の水道代で約80千円の節約ができています。電気代も5月から8月で約50千円の節減ができています。

質問 鹿島市活性化施設整備事業、海道（みち）しるべの利用状況、利用層の状況は。

答弁 利用者は農業者の方が大多数を占めている。農協の女性部の方とか、団体の利用はふえている。また、市内のお菓子屋、飲食店の方なども加工の研究をされている。10月末で2,752名の方が施設のほうに来館をさせていただいている。

質問 市営住宅の待機待ち対策は。

答弁 定住促進住宅を購入したことで、待機人数は少し解消できたと思っている。鹿島市住生活基本計画2012を作成して、今後、79戸の新規市営住宅の建設が必要だということの基本方針として掲げている。今後、その候補地、工法を選定し、新しい市営住宅を建設していきたい。

質問 都市計画の見直しとマスタープラン改定業務の状況は。以前の都市計画の道路計画等が、計画はあるが実現しない状況だが、その見直しがされているのか。

答弁 都市計画マスタープランは、24年度、25年度、26年度、3カ年事業で進めてきている。

24年度に計画の準備をして、現況解析まで行っている。25年度ワークショップを開催し、課題の整理をして全体構想の素案をつくったところ。全体の街路計画等、一本一本それを廃止や見直しまで詳しくするような状況ではない。

質問 チェーン店等他市資本の店舗出店が増加しているが、市税への影響があるのか。

答弁 法人市民税の関係は、市内に事業所とか事務所等がある法人は、その設置されている市町で法人市民税を納めることになっているので、チェーン店であっても、市内に事務所、事業所、店を開設していたら、鹿島市に法人市民税として納めてもらう。

質問 基聖寛蓮1100年記念事業、囲碁文化に鹿島市として今後どのような取り組みをしているのか。

答弁 寛蓮さんがそれだけの人物だったことは評価しないといけないと思っている。碁をまちづくりの基本に据えるかどうか、別の問題だと思っている。まちづくりの中心に据えるかどうか、ひとつ今後の課題として承っておきたい。

質問 住宅リフォーム助成事業の助成金9,528千円、この工事金額が幾らなのか、それと経済効果がどれくらいあったのか。

答弁 市のリフォーム助成事業の助成金額9,528千円。総工事費は113,400,570円となっている。県のほうの助成金13,645千円に対して、総工事費は129,562,947円となっている。経済効果は助成額約10,000千円に対して総工事費110,000千円ということで、11倍になっている。

質問 同和事業費が減っているが、どのような状況なのか。

答弁 なるべく節約をとということで取り組んでいる。集会などに行く場合等も必要最小限にしている。同和団体は補助金も実費精算ということで、残った分は例年どおり返還をしてもらっている。

次に、特別会計への質疑の主なものを申し上げます。

質問 公共下水道の浄化センターの汚泥処理棟で脱水処理をした後、最終的に汚泥はどのように処理をするのか。また、用地が広く残っているが。

答弁 今のところ、基本的にこれを運搬して、土壌改良材、セメントの一部等の再生材として処理をするといった形になると思う。脱水ケーキ等のいわゆる堆肥化処理施設等を考えている。

質問 公共下水道整備の今後の計画は。

答弁 地元によって、要望の方法が違う。やり方が違うので、下水道なのか浄化槽なのか見直し計画はずっと検討している。

質問 谷田の工場団地1.7ヘクタールの残地に引き合いがあっているのか。

答弁 一昨年引き合いがあっていたドラッグストアの流通倉庫の件以降、谷田工場団地の問い合わせとか引き合いはあっていない。谷田工場団地の用地のリース制度が坪

100円で貸し出すことで、初期投資を抑えられるということをPRしながら誘致活動を行っていききたい。

質問 公共下水道の未整備地区は、少ししかないところにはそれなりの対応をして、整備をしていくことが大事だし、公共下水道を設置したその意味があるんじゃないかと思うがどうか。

答弁 なるべく住宅地が連檐したところを中心として整備を進めているところである。

質問 国保税の収納率が悪いが、不足が出たときには一般財源からその繰り入れをしてでも、その年度で精算をつけるというような、そういうやり方というのはできないのか。

答弁 国民健康保険特別会計で運営をすることで、公費と保険税で賄うということで運営をやっている。法定外の繰り入れを以前行ったが、1年間27,130千円程度の単年度で赤字の決算となった。1年度だけ赤字が出たので、一般会計からの繰り入れで補うことは現在考えていない。

以上、本委員会に付託されました議案第46号から議案第51号までの6議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

なお、報告書の取りまとめに御尽力をいただきました福井副委員長にも厚くお礼を申し上げて、終わります。

○議長（松尾勝利君）

議案第46号から議案第51号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま報告されました件につきまして、46号について討論をしたいと思えます。

私は議員の仕事を始めてから四十数年になりますが、市の仕事、行財政運営は全て市民のために公平公正でなくてはいけないということを一番の政治信条として取り組んでまいりました。

さて、このようなことを基本に据えてみますと、25年度の樋口市政がどうだったかということです。この公平公正というものには、ほど遠いものになってきたと私は思っています。それは、鹿島市まちづくり推進構想、いわゆる鹿島ニューディール構想です。市長は冒頭、市民の皆さんの犠牲の上に市の財政にゆとりが出てきたので、市民にお返しをしますというような発言をなさっています。私はそのとき、一握りの利益のためになるのはおかしい。

市民にお返しをするというのなら、国保税の引き下げなど多くの市民の声に応えるために財政は使うべきだと言っています。

公的施設の老朽化と中心商店街の活性化の提起がされました。最初、県総合庁舎の問題が出され、商店街の活性化がないと総合庁舎が市外へ移転することになるということを理由に、ピオへ公的施設の移転を急がないといけないということでの取り組みが始まったと思います。ピオ3階、4階に子育て支援センターなど福祉施設を入居させるということが発表になり、その予算は約10億円、もちろん市民の多くの人の間から10億円もかけてピオに入居させなくてはいけないのかという大きな疑問や反対の声が起きました。もちろん議員の中からも、福祉施設をピオ3階、4階でいいのか、入居した場合の維持経費の問題を初め、いろんな疑問など出されました。議会の中でもまだピオとの関係などが明らかでない、もっと研究する必要があるということで、鹿島ニューディール構想調査特別委員会が設置され、2カ月ほどの間に8回の会議が持たれて、疑問点など解明するための委員会が持たれました。多くの疑問点など出され、熱心に協議が重ねられました。議会の十分な協議も進んでいないのに、国のリノベーション事業採択の内示が出たということで、6月議会に補正予算が追加提案、工事費66,826千円に、補助金が304,500千円、借金が274,000千円、議会では活発な意見が交わされたにもかかわらず、執行部から返ってくる答えは、まさにピオありきだけの答えだったと思います。議会で議論が続いているとき、市民の中には反対の大きな運動が起こってきました。議会に提起された補正予算は、反対6、賛成8で通りましたが、しかし、採択されたといっても、この差であるならば、市長はもう一度事業について検討もし、市民や議会に諮る必要があったと思います。ごり押しすべきではなかったというのが多くの市民の声でした。

その後、3階、4階買い上げのための鑑定評価について書類を一部しか議会に提出しませんでした。指摘されて提出され、それによってアスベストのあることがわかりました。また、鑑定評価をするに当たっては、入札できない業者が仕事をする。議会で指摘をされ何度も謝っているが、仕事はちゃんとやられているからということで、そのまま推し進めることになった。そのことで市民から市長が裁判に訴えられるということになりました。今、裁判が続いている状況ではないでしょうか。私が知っている限りで市民に市長が訴えられるなんてことはありませんでした。

ピオの問題で公平公正を言えば、例えば、老人施設が市の中心に1つあることで、本当に老人が同じように利用できるかということです。近くの人はいいいでしょう。しかし、周辺の人はずいぶん簡単にピオに出かけることはできません。何かやっつけてちょっと行ってみようかというようなところに、そういう施設があって、本当に市内全ての老人の方たちが安心して使えるような施設こそ本当に今求められていると思います。そういうことを言いますと、中心に幾ら素晴らしいお金をかけた施設をつくっても、多くの老人の人たちが常に使えなくてはだめです。やはりそれぞれの地域に、お年寄りが、子供が安心していつでも行きたいと

きに自分の足で行けるようなところに施設をつくることこそ、本当に皆さんのためになるのではないかと思います。そういう面からいきますと、本当にこの問題一つとっても公平公正な事業ではなかったと私は言いたいです。既に施設はオープンをしています、まだ問題は解決していません。一部の利益と言われるものに、それも議会や市民の意見を十分に聞かないで、市民の莫大な税金を使うような事業は絶対に許せません。さらに、この大きな事業が最初から総合計画にもものせられていなかったということも許せないものです。ニューディール構想の取り組みはまだ終わっていません。これから取り組みは次々とあるわけですが、これからは市民の声や議会の意見を十分に聞いて、市民全体が納得いく形で事業が進められることを願うものです。

さて、同和の問題です。国は既に事業をやめている同和事業です。改善のために努力をされている、予算が減っているという結果は出ています。しかし、努力というより、必要のないものであれば、きっぱりとこれをやめることが大事です。そして、そのためには、それに向かった方針をしっかりと立てない限り、いつまでたってもこの事業はずるずるとこのまま進められることになると思います。特に2つの同和団体に出されている団体補助金です。25年度も部落解放同盟鹿島支部に1,945,965円、ここは組織数が2世帯の3名です。全日本同和会鹿島支部に2,258,307円、ここは組織数は4世帯5名です。そして、これは団体の活動費丸抱えの状況です。差別があってはならないとする団体に、これほど差別ある取り組みを行政が率先してやるということは許せるものではありません。ほかに市民の活動団体はいろいろあります。例えば、老人団体を例に挙げてみたいと思います。老人クラブの25年度の活動補助金は1,635千円です。クラブ数が48クラブ、1つのクラブに割りますと約34千円ぐらいです。組織人員が2,515人、1人当たりにしますと700円弱です。そして、いろんな取り組みをするときに、老人クラブの皆さんが努力をしながら財政づくりにも頑張っていってほしいです。ことしも老人大会がありました、それに向かって老人クラブでは蜂蜜の販売をされていたのも私は見てきました。もちろん私たちも買わせていただきましたが、そういう努力をしながら、老人クラブだけではありません、自分たちのクラブを運営するためには、自分たちで努力をしてなさっているわけです。そして、今、老人クラブも言いましたが、同和団体の補助金と比べると本当にその補助金というのはわずかなものです。どの団体を見ても活動費を丸抱えでもらっているところはありません。それぞれが努力をして、みずからが活動費をつくっている状態です。

さて、農業の問題でもお話をしておきたいと思います。指摘しなければならないのは数々あります。農業問題は、私は本当に鹿島市の農業を発展させていくためには、今、国からの農業に対するいろんな圧力はありますが、しかし、そういう中でも本当にこれまで鹿島を支えてきた農家の人たちと、いろんな経験を積み重ねてこられた農家の人たちと、知恵を出し合いながら、何をどうやっていけばいいかというような、そういう話し合いを十分にしてい

くことが必要だと思います。農家の皆さんは何が欲しいか、やっぱり経済的な保障が必要だというのは誰でも同じです。自分たちが丹精込めてつくったものの価格が保障される、本当に喜びや希望が持てるような、そういう経営ができるようなことを望んでいらっしゃいます。そして、そういうのに行政が力をかすということが私は大事だと思います。どんな零細の農家の人たちでも喜びを見出せるような鹿島市の農業経営をしなくてはいけないわけですが、しかし、そういうことはなかなか考えられていません。

これまで樋口市政になってから、農業問題については大学を当てにしながらというのが目立つようになってきました。例えば、先ほど委員長の報告にも出ましたけれども、ミカンの花を利用するためにと大学に委託をする。しかし、私はいまだにこれはいい結果が出たとは言えないと思います。また、マヨネーズ「SO i SO i (そいそい)」なるものがつくられ販売をされていますが、この製品については残念ながら市民が全く知らないと言ってもいい状態です。販売がうまくいかないために、販売促進のために他県の業者に多額の金を払って取り組んでいる。25年度の販売促進のために新しい加工特産品販売促進人材育成事業費として1,504,355円、地域加工品販売強化事業費として1,410,521円、こういうお金が使われている。しかし、25年度にはわずか250本しか売れていない、そういう報告があっているわけです。私は、本当にこれがもっともっと多くの人に広がっていくためには、まず、市民に対してこの商品をアピールするべきではないかと思います。市民が使ってみて、どんなに高かろうと本当にいいということになれば、それはそれぞれ口コミで広がります。また、他県に出ていった家族や知り合いの人に使ったらどうねとか、お土産にどうねとか、そういう形でどんどん広がっていくと思います。そういうことをしないで、どこかでほかのところに金を積み、そして宣伝をする。しかし、なかなかその成果は出ない。全く私は無駄としか言いようがないと思います。市民の多くは大事な税金をこんな無駄なものを使うことは許しません。

さて、まだ数々ありますが、この辺で終わりたいと思いますが、25年度は許せない問題もたくさんありましたが、中には住宅リフォーム制度、これは評価するものであったと思います。報告にもありましたように、9,000千円ちょっとの補助金に対して130,000千円ぐらいの効果が出ている。非常に経済効果も大きく、利用する市民も喜びました。また、中学校卒業までの乳幼児医療費無料化が実現しました。多くの子供を持つお母さんがとっても喜んでもらえました。ただ、まだこれには窓口無料化という問題も残されてはおりますが、これはこれからの問題として、評価するものです。

結論を申しますと、評価する問題もありますが、一番大事な行政の公平公正、市民の税金を無駄に使わない、本当に全ての市民が満足できるような、そういう税金の使い方という問題では私は25年の行財政計画については納得できませんので、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

私は、議案第46号から51号の各会計歳入歳出決算認定につきましては、一括して賛成の立場で討論させていただきます。

議案第46号の一般会計歳入歳出決算につきましては、地方交付税が前年度対比で109,964千円、県支出金が前年対比117,160千円と大幅に削減、減少し、厳しい財政状況の中で国庫補助事業の活用により、国庫支出金が348,371千円増加し、収入済額が13,020,050,631円に対して支出済額が13,038,028,670円となり、歳入歳出差し引き額は482,021,961円の黒字であります。翌年度への繰り越し財源185,738,510円を差し引き、実質的には196,283,451円の黒字となっております。建設事業等の投資的経費につきましては、市単独事業は前年度対比272,425千円減少しておりますけれども、国庫補助事業が344,715千円増加しております。

このように、市税が伸び悩む中で、国庫事業等の活用により、七浦小学校、西部中学校の耐震補強応急改修工事や、東部中学校南棟、中棟校舎改築工事など小・中学校の耐震事業を着実に進められ、また、要望の強かった民間保育所の整備にいち早く、他市町村よりも早く取りかかり、既に25年度で全て民間保育所の整備も終わっております。

また、地方都市リノベーション事業や市民交流プラザ整備事業等に取り組み、懸案でありました中心市街地活性化事業にも果敢に取り組み、また、今現在、求められております子育て支援事業等も確実に進められております。また、新たな地域活力の創造や産業活性化の拠点として、海道しるべ事業にも取り組まれております。地方創生、地域の活性化が叫ばれている中で、市内産業の活性化、雇用の創出により地域経済の活性化に大きく貢献しており、大変評価できるものとなっております。

また、歳入面においても、公平公正な納税を実施するため、不公平な納税滞納者に対する督促等も積極的に進められて、市民税の収入率等の改善も努められまして、対前年度比で1.5%改善されております。このことによって40,796,756円の増収となっており、不納欠損額、あるいは収入未済額とも大幅に削減努力されて評価されるところであります。

このようなことから、議案第46号から51号までを一括して賛成をいたすところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長

の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第47号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第47号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第48号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第49号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第50号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りします。議案第53号から議案第66号までの14議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号から議案第66号までの14議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第53号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第53号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案第53号について御説明をいたします。

説明は議案書、一般会計補正予算書（第3号）で行いますので、お手元に御準備をお願いします。

まず、議案書の1ページをお開きください。

議案第53号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

2ページは専決処分書でございまして、衆議院の解散に伴い、平成26年11月21日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第53号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に14,721千円を追加し、補正後の総額を14,334,091千円といたしましたものでございます。

6ページをお開きください。

第14款3項1目．総務費委託金は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託費、衆議院議員総選挙啓発推進委託費を新規に14,721千円計上いたしております。

7ページをお願いします。

2款4項7目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、選挙事務従事者のための職員手当など16,206千円を計上いたしております。

8ページをお願いします。

予備費を1,485千円減額して調整いたしております。

9ページをお願いします。

9ページから11ページにつきましては、今回の補正の給与費明細書を掲載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第53号の報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論終わります。

採決します。議案第53号 専決処分事項の承認について（平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第54号～議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、議案第54号から議案第57号までの4議案を一括して説明いたします。

議案書は3ページでございます。

まず、議案第54号です。鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について。

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

4ページから9ページまでが条例の改正の中身でございます。中身につきましては後ほど説明資料のほうで御説明をいたします。

引き続き、10ページをお開きください。

議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例でございます。

市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

11ページがその改正内容でございます。

12ページをお開きください。

議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

13ページが改正内容であります。

14ページをお開きください。

議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

議員の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

15ページが条例の改正内容でございます。

それでは、内容につきまして別冊の議案説明資料により御説明をいたします。

別冊、議案説明資料の4ページをお開きください。

4ページから新旧対照表になっておりますが、これはまた後ほど御説明をいたしますので、13ページのほうをお開きください。

議案第54号から議案第57号までの一括した説明資料でございます。

まず、平成26年度人事院の給与勧告の骨子について御説明をいたします。四角の中をもらってください。

今年の給与勧告のポイントでございますが、月例給、ボーナスともに7年ぶりの引き上げ、平成19年以来の引き上げでございます。平成20年度から25年度までは6年間据え置き、もしくはマイナス勧告でありました。

①、民間企業との格差0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるものでございます。

②、ボーナスを0.15月分、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するもので

ございます。

この平成26年度の勧告について、まず民間給与との比較でございます。従業員50人以上の民間企業、約1万2,400の民間企業、そして、50万人の個人給与を実態調査した結果、月例給につきましては、民間給与との格差が1,090円、0.27%ありました。ボーナスにつきましては、公務の支給月数3.95月が民間におきましては4.12月分ありますので、0.17の差があったところでございます。

そういったことで、給与改定の内容と考え方でございます。

まず、月例給でございますが、改定率、平均0.3%ということで勧告がなされております。初任給につきましては、1級の初任給を2千円上げるという勧告でございます。

14ページをごらんください。

勤勉手当、ボーナスでございます。民間の支給割合に見合うように3.95月から4.10月分、0.15月分の増額となっております。そして、勤勉手当に配分するということとなります。

勧告の実施時期でございますが、月例給につきましては平成26年4月1日、ボーナスにつきましては平成26年12月1日というふうになっております。

そして、今回、鹿島市におきましては、平成24年度人事院勧告の給与関係の昇給部分についても実施をいたします。四角の中をごらんください。

50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給を停止するという内容もあわせて実施をする予定でございます。

15ページをごらんください。

以上のような人事院勧告をもとにいたしまして、鹿島市の給与改定の内容でございます。

平成26年度人事院勧告及び平成24年度人事院勧告の昇給部分に係る規定を改正するものでございます。まず、内容と考え方です。

月例給におきましては、平成26年人勧によるもの、国に準じて初任給を中心とした若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げを行います。

給料表は、基本的に同率の引き上げ、平均改定率0.3%いたしますが、3級、4級、5級、6級、7級の一部につきましては引き上げを行わないものでございます。特に、4級は係長級、5級は課長補佐級、6級が課長級、7級は部長級の給料表でございますので、1級、2級は全部の給料表を平均改定率0.3%で引き上げるものでございます。

勤勉手当、ボーナスに係る分でございます。平成26年度人勧によるものです。国に準じて、一般職の勤勉手当を0.15月、再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げ、また、特別職、市長、副市長及び教育長並びに議会議員につきましては、期末手当を0.15月引き上げるものでございます。

その表をごらんください。一般職の場合でございます。26年度の2段目の勤勉手当の12

月期を0.15月引き上げ、0.675月から0.825月にいたすものでございます。これにより従来の期末勤勉手当の支給率、合計の3.95月が4.1月というふうになります。

再任用職員の場合の支給月数でございます。26年度の2行目をごらんください。12月期に0.05月加算して支給月を0.375月にいたすものでございます。6月期、12月期合わせて0.7月ということになります。

3つ目です。特別職、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の場合の支給月数でございます。26年度の欄をごらんください。期末手当を従来の12月期1.55月に0.15月を加算し1.7月とし、6月期と合わせ3.1月といたすものでございます。

16ページをごらんください。

16ページは昇給制度の改正であり、平成24年度人勸の昇給部分に係るものを実施するものでございます。55歳を超える職員は、特に昇給が必要であると市長が認める場合に限り昇給を行うものというふうにいたします。

実施月でございますが、月例給は平成26年4月1日にさかのぼって適用いたします。勤勉手当は平成26年12月1日より適用いたします。昇給制度の改正につきましては、条例の公布の日より適用をいたします。

最後になりますが、今回の給与改定による人件費の影響額、26年度につきまして御説明をいたします。

まず、一般職でございますが、職員数ですが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計を合わせまして241人でございます。まず、Aの欄、給与ですが、3,006千円の増額になります。Bの欄、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当を合計した職員手当の合計は13,739千円の増額になります。Cの欄、保険料等の共済費でございますが、3,118千円の増額というふうになります。共済費まで含めた合計では19,863千円というふうになります。実際、職員の手元に渡る支給額、AプラスBになりますが、職員1人あたりは69千円の増額になります。共済費を含んだ人件費全体では職員1人あたり82千円の増額ということになります。

特別職です。市長、副市長、教育長、議会議員合わせまして19名でございます。期末手当で1,277千円、共済費で62千円の増額でございます。合計で1,339千円になります。期末手当のみですが、1人あたり67千円の増額になります。共済費を含めると70千円の増額ということになります。

一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で21,202千円の増額というふうに見込んでおります。

以上で議案第54号から議案第57号までの4議案につきまして、一括した説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正をいたすものでございます。

17ページに条例改正の内容を示しておりますが、議案説明資料で御説明をいたします。説明資料の17ページをお開きください。新旧対照表となっております。

18ページをごらんください。

今回の改正の主な内容は、平成27年1月1日以降の分娩から出産育児一時金の額を390千円から404千円に引き上げることとなったものです。また、同時に、産科医療補償制度の掛金の額が30千円から16千円に引き下げられることとなっております。

出産育児一時金の内訳として、中ほどに現行と改正後の図を記載いたしております。産科医療補償制度対象の分娩の場合、支給の総額は420千円に変更なく、加算額として産科医療補償制度掛金相当額の30千円が16千円となり、出産費用として被保険者に支給される額が14千円ふえることとなるものであります。

また、このほかに第2条は用語の整理、第4条は国民健康保険法施行規則の号ずれに伴う改正を行っております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

ちょっとわからなかったというか、以前と若干違ったような状況になっているので、お伺いします。

今の説明では支給額の420千円には変わりはないということで、そして、以前は390千円が出産費用で、あとの30千円が産科医療補償制度の掛金ということになっていました。これは、もしものときの30千円が補償金ということで、これで安心して、どのような体制の中でも出産できるような体制になっていたのが、結局これが減額されたということですがけれども、減額された分ですね、14千円、次回からは16千円になるわけですね。補償としては減額されても変わりはないのか、そういうことに対してどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

産科医療補償制度につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構に掛金を支払い、損害保険会社に保険料として支払うものでございます。出産後に重度の脳性麻痺と認定された場合に補償金が支払われる制度となっております。

制度の成立の当時に、5年後をめどにして制度内容を検証し必要な見直しをするということで、掛金につきましては、補償対象者の想定数を設定して30千円ということで想定をされておりましたが、5年を経過いたしましたして、現在、今後の見込みを立てて補償対象者数も最大値で見込みまして、今、手元の資料では24千円程度の保険料が必要であろうと。ただ、今までの剰余金等を勘案して16千円の掛金ということで設定をされています。

補償につきましては30,000千円、準備一時金の6,000千円と19歳になるまで毎年1,200千円が支払われるということで、その補償内容については変更ありません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

今の課長の説明では従来どおり、補償の内容としては変わらないということで、5年後ということで、今言われているこの体制で今までと内容も全てが変わらないということで理解してよかですね。——はい。

そういうことで若干減額されていたもので、このことに対して本当に安心して生まれる状況であるのか、もしものときの30千円ということで、以前からこういう補償制度になっていたということは知っていましたが、これが減額されたので、これでも大丈夫かなという思いがしましたのでお聞きしましたが、以前と全て変わらないということで理解いたしましたので、これで終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす10日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時40分 散会